



マンションの地震防災について考えましょう！

中央の森式番街の自主防災会は、役員(管理組合理事と町内会役員等)と災害発生時に活動を支援していただくボランティアの方々、そして会員である居住者の皆様全員で構成されています。現在、大地震発生時に安否確認のお手伝いをしてくれる「災害ボランティア」に69名、経験やできる事で協力をしてくれる「人材バンク」に50名(災害ボランティアとの重複28名)の方々に、ご登録いただいております。

自主防災会では、去る1月23日(土)に災害ボランティアの方々と共に、自主防災会集会を開催しました。その際、さいたま市が作成した「高層マンション防災ガイドブック(*1)」を参加された皆様に紹介したところ、それにはマンションに特化した防災が要領よく説明されているので、居住者にも広く知らせた方がよいとの意見をいただきました。又、2月20日(土)には志木ニュータウン町内会連合会主催で、防災講演会(題材：高層マンションにおける地震対策及び水害対策、講師：災害リスク評価研究所代表 松島康生氏)を中森集会所で開催し、有益な助言をいただきました。

この管理組合ニュースでは、ガイドブックの内容と講演内容を中心に、自主防災会集会で出された意見等を合わせてご紹介しますので、ご一読いただきたいと思います。

中央の森式番街自主防災会
事務局：防災専門委員会

図1 自主防災会集会の会場風景



■家具類の転倒防止対策の重要性

中森街区内の建物は、概ね震度6強から7程度の地震に対しても、人命に被害を及ぼす倒壊等の被害を生じないことを目標に造られています。では、建物が倒壊しなければ安全でしょうか？

近年発生した地震で怪我をした原因をみると、約20～50%が家具類の転倒・落下・移動によるものでした。東日本大震災のときも、東京都内の家屋内部では、その約2割から5割に家具類の転倒・落下・移動が発生しています。

図2と3は、実物大の実験施設を使い、家具転倒対策がある場合とない場合とで、室内の状況を再現したものです。家具類が転倒・落下することに加えて大きく移動することで、危険性が増すと共に避難や被害者の救出にも支障をきたすことが考えられます。自主防災会集会の参加者にアンケートを行ったところ、大多数の方が家具の転倒防止を行っていましたが、テレビの転倒防止やガラスの飛散防止まで行っている方は少ないようでした。最近のテレビは、大型で薄く倒れやすくなっていますので、転倒防止対策が必要でしょう。

図2 集合住宅のキッチン・家具転倒対策なし



図3 集合住宅のキッチン・家具転倒対策あり



家具類の転倒防止対策については、東京消防庁のホームページ(*2)等を参考にしてください。又、同庁のホームページでは、地震時の行動についても「地震その時10のポイント(*3)」としてまとめています。

揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動です。

そのためには、家具類の転倒等の防止対策が重要となり、日頃から家の中で安全な場所を把握しておくといでしょう。

■火元の確認

火を使っているときは、揺れが収まってからあわてずに火の始末をします。以前は、直ぐに火の始末と言われていましたが、大きな揺れの最中に火を止めに行くと火傷を負うケースが多く、又、最近は大きな揺れを感知すると自動的に消火される機能が備わったガスコンロになっていますので、まず身の安全を確保し、揺れが収まってから火元を確認する方が、安全という考えになっています。

しかし、万が一、火災が発生した場合は、大きな声で周りに火災の発生を知らせると共に、初期消火を行わなければなりません。

119番通報も必要ですが、大地震の場合には、被害が広範囲にわたって同時に発生し、建物の倒壊、橋の段差、道路の変状等で通行不能箇所が多くなるため、消防・警察による初期の救助は期待できません。

地震と同時に停電が発生した場合は、高層棟に設備されている屋内消火栓は使用できなくなります。日頃から身近な消火器の設置場所を把握しておき、いざという時にすぐに取りに行けるようにしておきましょう。又、消火に努めても、天井まで火が回ってしまった場合は、消火をあきらめて安全な場所に避難してください。

■停電発生時に想定されること

地震の発生と同時に停電が生じた場合には、屋内消火栓が使用できない他にも次の事態が想定されますので、心にとめておいて下さい。

●エレベーターの閉じ込め発生の可能性

中式のエレベーターは、震度4程度以上の揺れを感知すると最寄りの階に停止してドアが開く構造になっていますが、ドアが開く前に停電が発生すると、管理会社から救援が来るまで閉じ込められてしまうことになります。救援までの時間は、状況により異なりますが、大地震のときには救援を必要とする箇所が多数にのぼることから、長時間にわたる可能性が高いと思われます。

●夜間照明がなくなる可能性

停電になると階段等の非常灯が点灯しますが、バッテリーで点灯できる時間は30分程度です。夜間ですとその後、真っ暗になってしまいます。

●給水停止の可能性

水道は、給水管が破損しなければ、しばらく非常用ポンプによって供給されますが、燃料がなくなった時点で断水します。非常用ポンプの燃料はガソリン(危険物)で備蓄できないため、補充できない場合は長時間の運用が難しくなります。

図4 給水プラント非常用エンジン(矢印の2台)



■避難が必要なとき

階下で火災が発生した場合は、急いで避難しなければなりません。いつも使用している階段から煙が上って来るような場合は、バルコニーの隔壁を破って横に移動して、別の階段を使って避難します。玄関ドアが、地震の影響によって歪み、開かなくなる場合もあります。そのような時もバルコニーを使って避難することになります。

バルコニーには、避難の障害となるものを置かないようにしましょう。又、急いで避難する場合でも、電気のブレーカーを忘れずに落としてください。

阪神大震災では、原因が特定できた火災のうち64%が、地震後の通電火災によるものと考えられています。

■地震直後の注意事項

東日本大震災のときには、仙台市内の約1,400棟のマンションは倒壊しませんでした。100棟以上が「全壊」の罹災判定を受けており、「半壊」を含めると、その数は3割程度にのぼるといわれています。罹災判定の基準は、「被災後の生活をどう建て直すか」という被災者の生活実感に即しています。それからみると、建物が倒壊しなかったとしても、エレベーターや電気、ガス、水道などのライフラインの停止、配管・排水管の破損等が発生し、地震後の生活に支障をきたす可能性が高いといえます。

ライフラインが停止すると、エレベーターのほか、照明、空調、水道、トイレ、風呂などの設備が使えないため、被災後の日常生活に大きな影響を与えます。

東日本大震災では、配管・排水管の損傷に気づかずに上層階の住民がトイレを使用して汚水を流したことで、下層階で逆流して溢れ出して大きな被害になったケースが多数発生しています。今回、共用排水管設備改修工事中にトイレが使えなくなる時間帯が発生することから、災害発生時の訓練を兼ねて、防災備蓄機材である「簡易トイレ」を居住者の皆さんに配布しますので、**震災発生後は先ずこの簡易トイレを使用して、階下の排水管に異常がないことを確認した後に、始めて汚水を流すようにしてください。**

■地震後の避難生活

避難所での生活は、プライバシーの確保は極めて困難で、そのストレスなどを考えると、特に高齢者には辛い環境と思われます。

防災講演会における松島講師も自宅が火災や大損壊に見舞われておらず、余震等でも差し迫った危険が無いようであれば、住み慣れた自宅で生活することを勧めています。

被災後も自宅で生活するには、普段から家具類の転倒・落下対策などを行って、室内の被害を最小限に食い止めることは勿論のこと、ライフラインの停止を想定した食料・防災備品などを備えておく必要があります。

必要な備蓄品などについては、日本赤十字社東京都支部のホームページに「非常時持ち出し品チェックリスト(*4)」がありますので、参考にしてください。

備蓄の食料などは、災害用として保存しておく、いつのまにか消費期限切れになっていて、いざという時に使えないということがあるので、普段でも病気のときや夜食などとして消費できるレトルト食品、缶詰、水(3リットル×家族人数×日数)、トイレトーパーなどを、日常的に多めに買っておいて、使ったらその分補充していく循環型備蓄の方法が有効とされています。因みに前出の松島講師が、同僚と種々食べ比べた結果、お勧めの備蓄レトルト食品は、味の素(株)の「玉子がゆ」(ただし、保存期間は1年間)だそうです。

図5 備蓄食料品の例



その他、被災後の様々な場面で活用できる多機能グッズとして、ポリ袋、新聞紙、ラップなどを紹介しているページ(*5)もあります。ポリ袋は、調理するときやケガの手当てをするときに手袋の代わりにしたり、バケツなどに被せれば、水を清潔に運搬することができます。「大・中・小」それぞれの大きさのものを揃えておくとういでしょう。

新聞紙は、海苔巻きのように巻いて骨折した時の添え木の代わりに使ったり、セーターとシャツなどの間に入れて防寒用にも役立てることができます。ラップは、お皿などにかぶせれば、食器洗いの水を節約できます。又、切り傷の上から巻けば止血にも活用できます。

■災害時に外出している家族との連絡方法

災害時は、一般の電話はつながりにくくなります。外出している家族等との安否確認には、NTTの災害用伝言ダイヤルサービス等を活用しましょう。

NTTの災害用伝言ダイヤルの使用方法は、下の図6をご覧ください。

■自主防災会集会における意見・質問等

自主防災会集会では、次の意見・要望等がありました。

①災害時におけるペットの扱いについて

災害時におけるペットの扱いを明確にしておくべきであるとの意見ができました。

当街区では、震災時の一時避難場所を円形広場または管理・集会所棟としています。

そして、広域避難場所として志木第四小学校を想定しています。

図6 NTT災害用伝言ダイヤルの使用法

災害用
伝言
ダイヤル

「171」を覚えておこう!
災害用伝言ダイヤルの使用法

災害時は一般の電話はつながりにくくなります。安否の確認などには、NTTの災害用伝言ダイヤルサービスを活用しましょう。

●被災地の人には自宅の電話番号を、被災地以外の人には被災地の人の番号を(市外局番から)

伝言を吹き込む **171→1→** (000)0000-0000 → 伝言を入れる(30秒以内)

伝言を聞く **171→2→** (000)0000-0000 → 伝言を聞く

志木市の「避難所運営マニュアル(*6)」によると、避難所に連れてきた動物は、屋外や敷地外に飼育専用スペースを設置して飼育することになっており、飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとされています。 街区の一時避難場所においても同様の扱いを適用することにいたします。

①避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者ととともに避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)の取扱いについては、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営みますので、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、避難所の屋外や敷地外に飼育専用スペースを確保してし、飼育させることとします。

動物への餌やり、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとします。

又、当該動物を連れてきた者は、専用スペースで飼養した場合、退去時に施設の現状復旧を行うこととします。

②災害時緊急連絡カード

自主防災会集会で「災害時緊急連絡力

以上

ード」の必要性についてアンケートをとったところ、参加者の全員があった方がよいとお考えでした。 志木市では、65歳以上の一人暮らしの高齢者、もしくは65歳以上の高齢者のみの世帯を対象に「救急医療情報キット(*7)」を配布しています。これを年齢に拘わらず希望する人に配布できないか市に問い合わせたところ、配布対象は広げられないとのことでした。そこで、自主防災会として「災害時緊急連絡カード」のひな形を作成して配布する方向で準備を進めることにしました。

③防災用の井戸

志木市では、災害時の「防災協力井戸(*8)」を指定していますが、館地区や近くの幸町地区にはありません。現状では、飲料水が必要となった場合には、宗岡浄水場等から運搬しなければなりません。

今後、他街区との協同で井戸を掘る等を模索し、必要性等について検討していきたいと思います。

《資料の入手先》

*1: 高層マンション防災ガイドブック

さいたま市ホームページ>暮らし・手続き>安全・防災・消防>防災>ガイドブックなど>
<http://www.city.saitama.jp/001/011/015/006/p033831.html>

内容が中式に住む私達に大変役立つと思いますので、インターネットをお使いにならない方のために、印刷物を準備いたします。ご希望の方は、2016年4月30日(土)までに管理事務所に申し込んでください。電話(473-7055)でも受け付けます。申込日の翌日(日祭日除く)に集合郵便受けへ配達いたします。

*2: 地震から命を守る家具転倒対策(かぐてん対策)

東京消防庁ホームページ>安心・安全>防災トピックス>家具類の転倒・落下・移動防止対策
<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-bousaika/kaguten/index.html>

*3: 地震 その時10のポイント

東京消防庁ホームページ>安心・安全>防災トピックス>地震に備えて
http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/bou_topic/jisin/life00.html

*4: 家庭で減災対策

日本赤十字社 東京都支部ホームページ>災害に備える>家庭で減災対策
<http://www.tokyo.jrc.or.jp/saigai/katei.html>

非常時持ち出し品チェックリストはこちら → <http://www.tokyo.jrc.or.jp/checklist/>

*5: 震災避難で意外に役立つあのグッズ・・・最新防災事情

読売新聞(YOMIURI ONLINE)>まとめ読み「NEWS通」>東日本大震災5年
http://www.yomiuri.co.jp/matome/shinsai5/20160301-OYT8T50036.html?from=ytop_ymag

*6: 志木市 避難所運営マニュアル

志木市HP><くらしの便利帳>防犯・防災>地震等の災害に備えて>震災時避難場所一覧
<http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/37,2883,164,642,html>

*7: 志木市 救急医療情報キット

志木市HP>福祉・健康>高齢者福祉>高齢者福祉サービス>救急医療情報キットを配布・・・
<http://www.city.shiki.lg.jp/sp/index.cfm/60,36957,160,623,html>

*8: 志木市 地域防災計画 第2編 震災対策編、p.149

<http://www.city.shiki.lg.jp/sp/index.cfm/51,4187,208,682,html>